

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：尾張旭市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	53.0	%
全職員	50.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.3	%
本庁課長相当職	101.2	%
本庁課長補佐相当職	98.8	%
本庁係長相当職	94.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.7	%
31～35年	100.4	%
26～30年	91.1	%
21～25年	89.7	%
16～20年	86.8	%
11～15年	83.8	%
6～10年	85.6	%
1～5年	94.6	%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員の男女比は2:8である。加えて全職員に占める「任期の定めのない常勤職員以外」の割合が男性は8%、女性は44%と女性では比率が半分近くを占めており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、女性の扶養手当支給総額は全体の13.0%、住居手当支給総額は32.8%である。
- ・管理職手当について、男性の管理職の割合が高いため男性の支給額が多く、女性の管理職手当支給総額は全体の28.2%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。